

ペダル付き電動バイク等の安全対策

○ ペダル付き電動バイク等の小型・軽量な一般原動機付自転車（以下「一般小型原動機付自転車」という。）について、車両の安全性の確保を図る。

- 車両特性を考慮して保安基準を策定する
- 消費者が安全な車両を選択・利用できるよう、基準適合性を確認し車両に表示する制度の対象に追加する

主な保安基準項目



一般小型原動機付自転車
 ・ 大きさ : 長さ1.9m以下、幅1.3m以下、高さ2.0m以下
 ・ 設計最高速度 : 50km/h以下
 ・ 車両重量 : 55kg以下

その他満たすべき基準

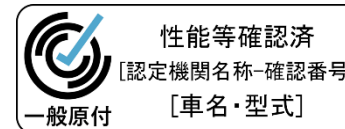
走行安定性等

段差等を安全に走行できること

今回追加した保安基準の要件

保安基準適合性等の確認

- 一般小型原動機付自転車のメーカー・販売事業者等からの申請に基づき、保安基準適合性、品質管理能力等の確認を行う制度を整備する。
- 確認を受けた一般小型原動機付自転車には、確認済みの表示を車両に行う。



確認済みの表示

○ 一般小型原動機付自転車と特定小型原動機付自転車等との関係は以下のとおり。

一般小型原動機付自転車と特定小型原動機付自転車等の関係

	原動機の種類	
	内燃機関（総排気量125cc以下）	電動機（定格出力1kW以下）
一般 原動機付 自転車	一般原動機付自転車 （長さ2.5m以下・幅1.3m以下・高さ2.0m以下）	一般小型原動機付自転車 （長さ1.9m以下・幅1.3m以下・高さ2.0m以下・ 設計最高速度50km/h以下・車両重量55kg以下）
特定小型 原動機付 自転車		特定小型原動機付自転車 （長さ1.9m以下・幅0.6m以下・ 設計最高速度20km/h以下、定格出力0.6kW以下）